

## 構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和元年7月3日  
構造改革特別区域推進本部決定

これまでの構造改革特別区域の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁において今後前向きに検討を進める」とされた規制改革事項について検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部令第1条第2項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価を行い、平成31年3月18日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を取りまとめた。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

### **1. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針**

全国展開に関して再度評価を行うこととする規制の特例措置については、別紙に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管府省庁
940	「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点的な就職支援の実施	原則55歳以上の高齢者等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。	関係府省庁は、認定地方公共団体が本特定事業の主なターゲットとして当初考えていた利用者層の利用を、認定地方公共団体と協力して促すこと。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は2020年度に改めて評価を行う。	2020年度	厚生労働省
941	臨床試験専用病床整備事業	治験・その他の臨床試験であって、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。	関係府省庁は引き続き認定地方公共団体に係る事例について情報収集し、特に事故事例への対応を検証していくこと。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は2022年度に改めて評価を行う。	2022年度	厚生労働省
1228	民間事業者による公社管理道路運営事業	地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。	関係府省庁は、現在認定されている特区における新たな効果・弊害の発生について引き続き情報収集するとともに、他の公社管理道路での民間事業者による運営が進むよう情報提供・周知・助言を行う。また、大規模災害や景気変動等が起きた場合にも事業の円滑な運営がなされるかどうかについても検証を行う。関係府省庁はこれらの取組状況を2021年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその報告に基づき改めて評価を行う。	2021年度	国土交通省